行政さが

〔発 行 所〕 佐賀県行政書士会
〔発 行 者〕 会長　赤司　久人
〔編 集 者〕 広報部編集委員会
TEL 0952-36-6051 FAX 0952-32-0227
HP　http://capls.or.jp
Mail　sagaslct@orange.ocn.ne.jp

＜題字：徳永浩（副会長）＞

表紙撮影：神埼町仁比山神社の紅葉　～福島幸典会員

No. 164

令和3年度 夏・秋 合併号　会報

目　　次　　Contents

■ 会長より就任の挨拶　P1
■ 令和３年度定時総会終了報告 ～ 総会での質問事項　P2～5
■ 新副会長・部長より就任の挨拶 ～ 新役員のご紹介（写真）　P6～10
■ 佐賀県行政書士会組織図　P11
■ 日本行政書士会連合会総会報告 ／ 各部の近況（活動報告）　P12～13
■ 会館検討委員会の紹介　P14
■ 経営事項審査業務受託事業審査員登録に関する効果測定試験の報告
／ 佐賀広告賞受賞の報告　P15
■「行政書士制度広報月間」に寄せて～各支部の無料相談会日程　P16～17
■ 会館資料の貸出しについて ／ 経審審査員を経験して　P18～19
■「2021 さが国際フェスタ」の案内 ／ 相談員登録のお知らせ　P20～21
■ 新入会員の紹介 ／会員の動向 ／会務日誌
／改定しました 佐賀県最低賃金　P22～28
■ 行政書士倫理綱領／会費納入のお願い／事務局からのお願い／編集後記　P29

佐賀県行政書士会

～ 定 時 総 会 を 終 え て ～

佐賀県行政書士会
会長　赤司久人

今年は、例年になく梅雨入りが早く５ 月の半ばには佐賀を含む北九州地区は梅雨入り宣言が出されました。雨の量としては、今のところ極端に多いことはなく、災害につながるような危険は少ないように思います。総会を去る５月 29 日に開催しましたが、新型コロナウィルスの勢いが衰えないため、来賓のご来場は、すべてお断りし、会員のみでマスクの着用、手指消毒の徹底など厳重な対策を施した上で、なるべく短時間で終了するように努力いたしました。

今回の総会は、役員の改選と行政書士法の改正に伴う会則の改正案件があったため、万一の感染のリスクを抱えながらも対面方式で実施しましたが、来年以降はコロナの流行の動向を見ながら、書面決議で行う方法も考慮する必要があるかもしれないと感じております。ただ、年に1回会員各位のご意見を伺う機会なので、活発な議論ができるような総会にはしなければならないと思っているところです。

今回、無投票で会長に再選させていただきましたが、行政書士にとって大きな課題であるデジタル化が目前に迫っていることを考えると、一日も早い執行部の若返りが必要であると思います。パソコンやスマホを空気や水のように使いこなす世代と我々アナログで育った世代では、デジタル化に対する感性がまったく違います。

我々も一生懸命ついていく努力はいたしますが、本会が全国標準に乗り遅れることのないように、むしろ若い世代に引っ張ってもらう形が望ましいと思っています。

昨年以来、官公署に提出する書類の多くで、脱ハンコ化が進められましたが、市民の権利や利益が侵害されることがないか、非常に危惧しています。ハンコが一切ないということは、だれが作成した書類かなかなかわかりません。なりすましで他人の書類を捏造する恐れがまったくないとは言い切れない状態です。

政治連盟とも連携しながら、国会議員や県会議員の先生方のお力を借りて、市民の権利や利益を守る活動を展開して行きたいと考えております。

新型コロナウィルス対策として、各種の支援制度が実施され、またこれからも新しく実施されるものと思われます。支援金･補助金の申請窓口は行政書士という認識が少しは広がってきた感じがありますが、まだまだ十分ではありません。

本会としても努力してまいりますので、会員各位におかれましても、いち早い情報の収集に努められ、業務の拡大につなげていただきたいと念願いたしております。

これからの２年間、新しい執行部体制をよろしくお願いいたします。

令和3年度　定時総会終了報告

去る5月29日（土）、令和3年度佐賀県行政書士会定時総会が佐賀市のガーデンテラス佐賀ホテル&マリトピアにて開催されました。

今年度の定時総会は、コロナウイルス感染拡大の影響により来賓なしという開催になりましたが、本人出席57名、委任状出席108名の合計165名の出席により会則第38条の規定のもと、有効に総会が成立いたしました。

総会次第

１．開会のことば
２．物故者への黙祷
３．会長挨拶
４．祝電披露
５．総会成立宣言
６．議長団選出
７．議事録署名人の指名並びに議事録運営委員の指名
８．議案審議
第１号議案　令和２年度事業報告
第２号議案　令和２年度決算報告並びに監査報告
第３号議案　令和３年度事業計画（案）について
第４号議案　令和３年度予算（案）について
第５号議案　会則の改正等について

付帯決議　決定した議案について、字句の修正を会長に一任し、またやむを得ない事由による予算外の支出を理事会に一任する。

９．役員改選
１０．名誉会長委嘱の件について
１１．新役員の紹介並びに挨拶
１２．議長団の退任
１３．新入会員の紹介
１４．閉会のことば

総会での質問事項

質問：１
「農地法許可申請」の実態調査について

回答：１ 広報部長
監察委員会からの報告では個人情報保護への配慮を理由に調査を拒む自治体が多かったが、多くの自治体で行政書士による代理申請に対して意識を持っており、行政書士法遵守の姿勢が守られているとの報告があがっている。

質問：２
組織図、役員名簿の掲載について

回答：２　総務部長
今回の役員改選を踏まえて、組織図及び役員名簿を作成し、会のホームページへ掲載するようにしている。

質問：３
会館積立金特別会計について

回答：３ 経理部長
新しく会館を建てるには積立金がまだ不足している。また、現会館の改修等の発生が予想されるため、会費を下げることは困難である。

回答：３ 会長
会館特別委員会（プロジェクトチーム）を立ち上げ審議をしてきた。コロナ禍の影響もあって、現段階では会館建設の具体的な建設計画を示すことはできないが、会館特別委員会で継続審議をして、なるべく早い段階で具体的な計画を示したい。

質問：４
成年後見制度の利用促進について

回答：４　会長
コスモスの全国的な状況を見ていると、非常に費用もかかるのと同時に、会員への負担もかなりのものがある。また、これまでは日行連からコスモスへ補助金的なものが配布されていたが、その金額が減る傾向にある。佐賀会では、これまで成年後見制度に関して市町村への働きかけなど行ってきているので、新執行部でそれをより推進してもらいたい。

回答：４　総務部長
平成２５年以降、研修会を開催するなど、成年後見制度への取り組みは行ってきた。
しかしながら、佐賀会では成年後見を実務として取り組む会員が絶対的に少ない。
実務レベルを上げるためには、当然コスモスを設立する方が良いことは十分承知しているが、費用負担等を考えると佐賀会単独での設立運営は厳しい。広域での連携が出来ないかを検討している。
また、市町村が主催する市民後見人養成講座に、行政書士が講師として関与する活動も行っている。

第5号議案

佐賀県行政書士会会則新旧対照表

法務課修正指示に対応した会則（新）	現行の会則（旧）
第１４章　会員に対する指導調査、注意勧告と処分	第１４章　会員に対する指導調査と処分
（会員に対する指導及び調査）	（会員に対する指導及び調査）
第９５条　会長は、行政書士業務の適正な運営をはかるため必要があるときは会員から報告を徴し、その会員に必要な指導をすることができる。	第９５条　会長は、行政書士業務の適正な運営をはかるため必要があるときは会員から報告を徴し、その会員に必要な勧告若しくは指示をすることができる。
２　会長は必要があるときと認めたときは会員の業務を調査することができる。	２　会長は必要があるときと認めたときは会員の業務を調査することができる。
３　会員は、正当な理由がなければ前項の調査を拒んではならない。	３　会員は、正当な理由がなければ前第２項の事項を拒んではならない。
（注意勧告）	（新　設）
第９５条の２　本会は、会員が法又は法に基づく命令、規則その他知事の処分に違反するおそれがあると認めるときは、当該会員に対して、注意を促し又は、必要な措置を講ずべきことを勧告できる。この場合において、必要に応じて、綱紀委員会に諮ることができる。	新　設
２　会長は必要があると認めたときは会員の業務を調査することができる。	
３　会員は、正当な理由がなければ前項の調査を拒んではならない。	
（会員の処分）	（会員の処分）
第９６条　本会は、会員が法律、命令、規則その他知事の処分に違反したとき、又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、又は連合会の会則若しくは本会の会則に違反したときは、理事会の議決を経て当該会員に対し必要な処分を行うことができる。この場合において、この処分を決定するときは、予め綱紀委員会に調査させねばならない。	第９６条　本会は、会員が法律、命令、規則その他知事の処分に違反したとき、又は行政書士たるにふさわしくない重大な非行があったとき、若しくは連合会の会則又は本会の会則に違反したときは、理事会の議決を経て当該会員に対し必要な処分を行うことができる。ただし、この処分を決定するときは、予め綱紀委員会に調査させねばならない。
２　前項の手続きにあっては、当該会員の権利を不当に損なうことのないように注意し、かつ、十分な弁明の機会を与えなければならない。	２　前項の手続きにあっては、当該会員の権利を不当に損なうことのないように注意し、かつ、十分な弁明の機会を与えなければならない。
（個人会員の処分の種類）	（個人会員の処分の種類）
第９６条の２　前条による個人会員に対する処分の	第９６条の２　前条による個人会員に対する処分の

～ 就 任 挨 拶 ～

多久島加代子　副会長

令和２年度総会において、副会長のご承認を頂きました伊万里支部の多久島加代子でございます。

佐賀県の経営事項審査業務の受託も３年目を迎え運営も軌道にのり、県から信頼を得るまでになりました。多大な時間を割いて立ち上げに携わって下さいました前期の理事の皆様、審査委員や審査員、事務局の皆様には感謝しかございません。「審査会場の中のことは他言無用」ではありますが、ベテラン行政書士の先生方の豊富な経験と知見の詰まった申請書類等や行政書士としての品格を直に拝見できるのは、審査員なればこその役得でございます。

国際関係では今年度から（公財）佐賀県国際交流協会様と、在留資格を含む行政手続き全般の相談業務事業を提携いたしました。丁種封印も順調に実績が伸びております。官公署庁や日本郵政グループとの関係強化も、コロナ禍で一部足踏みしておりますが、ポストコロナを見据えて推進してまいります。

いわゆる「デジタル化」はコロナ禍もあって加速していくことでしょう。弊会の研修もオンライン研修に移行しつつあります。社会貢献としての成年後見制度や法教育の分野等々、九州地方協議会の他県会とも連携し、弊会としていかに進めていくか、進められるか、赤司会長のもと会員の皆様にもご協力を仰ぎながら、役員一丸となって課題に取り組んでいく所存でございます。

今期、どうぞよろしくお願い申し上げます。

徳永浩　副会長

令和３年度総会において、広報担当の副会長を拝命しました、佐賀支部の徳永浩です。

早いもので副会長の任に当たるのは５期目、部長理事時代（広報部長２期、総務部長１期）を含めると８期目の１５年目となり、その長さに自分でも驚きます。これだけ長くやっていると、会務は右から左へ流れるように処理できるベテランになっているのかと思いきや、日々生じる会務はやはりそれぞれに新しく、これまでに類例のない事も多々あり、その都度四苦八苦しながら事務局や役員・会員の皆さんに助けられてこなしているのが正直なところです。

思い返せば約２０年前の登録間もない頃、佐賀会の会員数が１９０名の頃に「何か手伝えることはありますか？」と当時の事務局に声をかけたことが会務に関わるきっかけとなりました。当時も事務局は２名体制で忙しい様子でしたし、役員の方もいつでも動けるようではありませんでしたので、成章町にあった会から私の事務所が近かったのもあり、何か役に立てれば、との思いからでした。

今や会員数も２５０に迫るまでとなり、ここ数年は新規登録者の数も増え、新しい風が佐賀会に吹いているように感じています。全国の単位会と比べれば本当に小さな会ですが、その分、会員同士の顔が分かる会として、同じ職に邁進する仲間の集いとして、活気あるものとなるよう、微力ながら尽くせればと思っています。

この２年間、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

溝上武史　総務部長

令和３年度総会において、総務部の部長を拝命いたしました唐津支部の溝上武史です。

この６年間、会務を努めさせていただきましたので、今期は流石にお役御免と思っておりましたが、総務部長という自分の能力を遥かに超える大役を仰せつかりまして、この重責を果たしていけるかと不安で一杯です。

今期の総務部には、長尾元総務部長、熊本前総務部長が幸いなことに理事としていらっしゃいますので、ご指導、ご鞭撻をいただき業務を務めていけたらと考えております。

任期の２年間、会員の皆様がより活動しやすい環境を整備できるよう努めるのが私の仕事と心得て努めて参りますので、会員の皆様のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

吉田修　経理部長

この度、経理部の部長を拝命いたしました東部支部の吉田です。

前期までの２年間は業務部において活動させていただきました。至らない点多々ありましたことと思いますが、業務部の皆様をはじめ、会員の皆様に温かく見守っていただきましたこと改めて感謝申しあげます。

さて、今期より経理部の部長という職をいただき身が引き締まる思いです。

お納めいただいた会費が、適正な処理がなされ、会の運営、行事などが円滑に進むべく支出されるよう、裏方として、事務局と協力して、精進してまいりますので２年間どうぞよろしくお願い申し上げます。

豊福崇　業務部長

この度、業務部長を拝命致しました東部支部の豊福です。

てっきりまた広報部に配属されるものと思っており、次の期は新しいことに挑戦したいなんて考えを巡らせていました。総会にて広報部長として江口先生の名前が呼ばれたとき、役職から外れることができたと喜んだのも束の間、広報部員として名前が呼ばれません。ん？何か間違ってない？と思っていたところに業務部長という大役が…またも青天の霹靂。

さて、業務部といえば研修や業務拡大を担う、会員さんにとって気になる活動をする部署になります。業務部のメンバーはそれぞれの業務に精通したエキスパート揃い。私自身が足を引っ張らないよう、そして前期までの業務部の皆様が築き上げたものを生かして、さらなる発展へと繋げていけるように頑張って参りたいと思います。不慣れで会員の皆様のご協力無しには立ち行かない思いますので、ご協力何卒よろしくお願い致します。

江口周平　広報部長

令和３年度佐賀県行政書士会総会において、広報部長という重役を拝命いたしました佐賀支部の江口周平と申します。

前期２年間は総務部を務めさせていただき、前々期以来広報部に戻ってまいりました。前回広報部を務めさせていただいた時より広報誌のデザインや内容等、前任広報部の方々の改善努力がありありと見られ、今期から広報部長を務めさせていただく私としては身の引き締まる思いです。

広報部長としては、行政書士の地位向上及び業務機会獲得のチャンスを増やす外部への広報。さらに佐賀県行政書士会員が利用することのできる会館保管資料の活用や規定のもとに活動費が出る業務サークルの周知など内部への広報の両輪で会に貢献できればと考えております。

さらに会員の皆さまからこんな記事を掲載して欲しい等要望をいただければ可能な範囲にはなりますが対応していきたいと考えていますので要望の声をあげていただければ幸いです。

まだまだ若輩の未熟者ですが、この 2 年間我武者羅に頑張りたく思っておりますので、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いいたします。

＊小柳義則会員は、令和3年度佐賀県行政書士総会において、副会長に就任されましたが、一身上の都合により、令和3年6月末に退任されました。

令 和 ３ 年 度　 役 員 紹 介

理　事

（1 列目左から）
溝上武史総務部長、赤司久人会長、
多久島加代子副会長、吉田修経理部長
（2 列目左から）
熊本郁夫理事、北原かれん理事、
今泉芳子理事、篠塚周子理事
（3 列目左から）
江口周平広報部長、長尾隆弘理事、
田口訓之理事、豊福崇業務部長、
千々岩倫太郎理事

総　務　部
経　理　部

（1 列目左から）
溝上武史総務部長、赤司久人会長
多久島加代子副会長、吉田修経理部長
（2 列目左から）
熊本郁夫理事、長尾隆弘理事、
千々岩倫太郎理事

業　務　部

（1 列目左から）
今泉芳子理事、赤司久人会長、
多久島加代子副会長
（2 列目左から）
豊福崇業務部長、田口訓之理事

広　報　部

（1 列目左から）
江口周平広報部長、赤司久人会長、
多久島加代子副会長
（2 列目左から）
北原かれん理事、篠塚周子理事

佐賀県行政書士会組織図

【令和3年度】

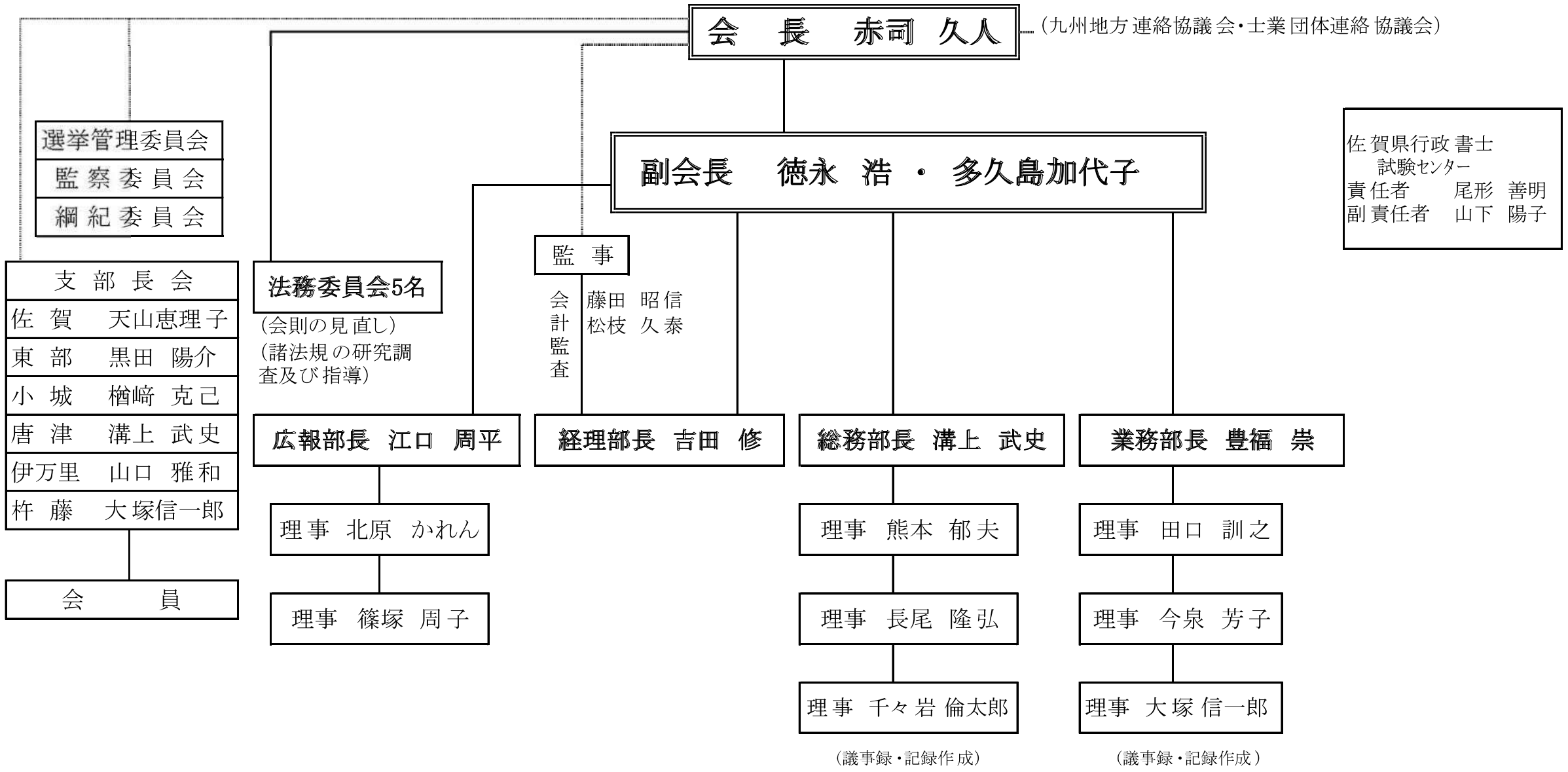

支部長会

① 各支部からの建議
② 会費の徴収
（事務局と協力）
③ 会員の入会・登録に関する調査

広報部

① 10月の広報月間の主導
② 広報宣伝
③ 佐賀会ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞの更新
④ 行政書士合格者の集い
⑤ 会報の編集及び発行

経理部

① 予算、決算及び資産管理
② 金銭及び物品の出納保管
③ 会館管理運営、特別会計
④ 入会金及び会費の徴収
（支部長・事務局と協力）

総務部

① 会議の開催
② 新入会員の初心者研修
③ 福利厚生及び共済
④ 地裁家裁における会員活用推進
⑤ 官公署との懇話会
⑥ 会員の入会退会登録確認
⑦ 会員の品位保持指導

業務部

① 研修会・フォーラム等開催
② 業務研修ｻｰｸﾙの育成
③ 高度情報化業務研修
④ 報酬額統計調査と結果

※ 担当部を縦割りに業務を行い、又各部からの要請に対し全面協力する。

日本行政書士会連合会総会報告

令和３年度日本行政書士会連合会総会が６月１４日１５日の両日、東京都港区虎ノ門、ホテルオークラ平安の間にて開催されました。昨年より続くコロナ禍の中、１０を超える感染防止対策（約２，０００㎡の広さを誇る会場にて、通常１，３５０名収容可能なところを３６０名の出席者数に制限し、サーマルカメラ、非接触型体温計による検温、マスク着用、アクリル板設置、前後左右に広く間隔を空ける等）に取り組みながらの総会となりました。

議案は７つあり、第１号と第２号は令和２年度事業報告と決算報告、第３号は年々増加する会務に対応するため常任理事の上限を７名から１０名とすること、大規模災害や感染症の拡大に関する対策として書面議決、会議のオンライン化へ対応するよう会則の改正、第４は郵送投票を可能とする役員選任規則の一部改正、第５号と６号は令和３年度の事業計画案と予算案であり、すべて可決成立しました。

第７号の議案は２年に一度の役員改選であり、今回の日行連会長選挙には、東京会所属の常住豊候補、千葉会所属の中村利雄候補の２名によるものでした。選挙の結果、常住候補が会長に再選されこれから先２年間の続投となりました。

例年であれば総会後には多くの閣僚を含む国会議員、有識者等を来賓に向かえ、全国の行政書士が情報を交換する懇親会が開かれるのですが、先述したとおりコロナ禍のもとですから、総会終了後は速やかに代議員、執行部等の関係者は帰路へつきました。

活 動 報 告

総務部

令和３年度第１回の倫理研修会を、日行連の中央研修所研修サイト内のコンプライアンス研修を受講し、中央研修所の「受講修了書」の提出をもって倫理研修を修了したことと致しました。２２名の会員の方が受講され、倫理研修を修了されました。

業務部

建設業に関する業務研修会を開催いたしました。

建設業情報管理センター（CIIC）から３名の講師をお招きし、２３名の会員が参加。

建設業の基礎から改正まで幅広い内容を研修いたしました。

広報部

９月１４日（火）に、サガテレビ、佐賀シティビジョン、NHK 佐賀放送局、NBC ラジオ佐賀、佐賀新聞社へご挨拶に行きました。また、行政書士 PR ポスターと１０月の無料相談会のご案内をお渡しいたしました。

会　館　検　討　委　員　会

会館検討委員長　千々岩倫太郎

この度、会館検討委員長を仰せつかることになりました佐賀支部の千々岩倫太郎と申します。これから、宜しくお願い申し上げます。

現在の行政書士会館は、築３２年の木造建築物であり耐用年数に来ている点、応接室がないため来客対応時に苦慮されている点、駐車場や会議室が狭い点等を踏まえ、会館の移転や建て替えを検討しなければならない時期に来ました。

そこで、会館検討委員会を立ち上げ、平成３０年１１月に第１回会議を開催しました。その後複数回の会議にて、会館の解体・建て替え案、更地に新築並びに中古物件取得を前提にした移転案、賃貸物件取得を前提にした移転案の３案を検討してきた結果、会館の解体・建て替え案をベースに検討していくことになりました。

今後、予算等を踏まえながら、具体的に検討していくことになると思います。会員の皆様方におかれましても、何かと御協力をお願いすることもあるかと存じます。その際は、何卒御協力賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

経営事項審査業務受託事業審査員登録に関する効果測定試験のご報告

令和３年９月４日（土）に、令和４年度経営事項審査業務受託事業の審査員の登録要件の一つとなっております効果測定試験が実施されました。当日は、８名の会員が受験し、全員が合格されました。合格者は、これから研修を経て、来年から審査業務に入られます。

佐賀広告賞受賞のご報告

このたび弊会が広告主となっていた作品が、第４２回佐賀広告賞を受賞いたしました。

また、令和３年８月２４日（火）に同賞の贈呈式が行われました。

広報月間無料相談会　各支部の予定

佐賀支部

【無料相談会】

日時：10 月 22 日（金）14：00～16：00　場所：佐賀市役所

小城支部

新型コロナ禍においては、開催しないこととしました。

唐津支部

新型コロナ禍においては、開催しないこととしました。

東部支部

【無料相談会】

日時：10 月 8 日（金）10：00～12：00　場所：千代田相談会（千代田交流センター）

日時：10 月 18 日(金) 13：00～16：00　場所：神埼市役所相談会（市役所 2 階会議室）

日時：10 月 27 日(水) 10：00～12：00　場所：鳥栖市役所相談会（市役所 2 階会議室）

伊万里支部

【無料相談会】※事前予約性

日時：10 月 20 日（水）10:00～12:00　場所：有田町 婦人の家

相談内容：相続・遺言書

【官公庁挨拶回り】

日時：未定

杵藤支部

【無料相談会】

日時：10 月 17 日 ㈰　13：00 ～ 16：00

場所：有明公民館　１Ｆ　中会議室　杵島郡白石町大字坂田 275 番地１　（有明中学校北側）

相談内容：遺言・相続、各種許認可、外国人在留資格等

ご相談受付中！！

会館資料の貸出しについて

佐賀県行政書士会では、会館資料の無料貸出しを行っております！
業務のお役に立てる書籍もございますので、借りられる際には事務局まで☆
今回は、新しく追加されたばかりの書籍を１冊ご紹介致します。

『行政不服審査答申・裁決事例集』

行政不服審査法は、平成 26 年に改正され平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。これにより審理員制度、審査会制度が導入され多くの事件が扱われています。そこで、全国から気鋭の行政書士 19 名を執筆陣に迎え、国(総務省行政不服審査会)および地方公共団体の答申例・裁決例において実務的・学術的に重要と思われる事例を選出し、事案の概要・ポイント、要旨を分かりやすくまとめて収録しています。
また、関連する判例・裁判例および参考文献をできる限り充実させるとともに図表なども用いて解説しています。

・資料は会員の皆様どなたでも借りることができます。
・貸出期間は１週間程度になります。
・後に借りた方が困らないよう、破いたり汚したりせず大切にお使いください☆
・事務局に貸出し名簿を設置しておりますのでそちらにお名前等をご記入ください。

経審審査員を経験して

広報部　北原

佐賀県行政書士会が佐賀県より「経営事項審査業務」を受託してから約２年が経過いたしました。また、今年も９月に経審審査員の登録要件の一つとなっております効果測定試験が行われ、試験の結果、新規で５名の方々が令和４年度の審査員となられました。審査員の数は少しずつではありますが、審査業務受託当初と比べ年々増加しております。そこで今回、大変恐縮ではございますが、「経審審査員を経験して」ということで審査員２年目の私が記事を書かせていただきます。これまで、審査員を希望するかどうか迷われていた方にとって、何か参考になることがあれば幸いです。

私が審査員になった当初は、個人の業務として経審の申請をした経験はありませんでした。そのため、経審については分からない事ばかりで覚えることがたくさんありましたが、最初の数ヶ月は先輩審査員の先生が隣について丁寧に教えてくださったため、徐々に覚えることができました。

審査員を経験することで得られたものはたくさんありますが、その中でも１つ挙げるとするならば、やはり、自分が申請者の立場になったときにどのような書類を作成すれば良いのかを知ることが出来たことだと思います。

これは私の経験談ですが、私が審査業務を始めて１年ほど経過した頃、初めて経審のご依頼を受けることになりました。初めての受任で緊張はしましたが、どのような資料を準備するべきなのか、どのような点に注意して書類を作成するべきなのか、審査がどのように行われていくのか…などを知ることができていたために、書類作成にある程度の自信を持つことができました。恐らく審査員をしていなければ、何度も県にお尋ねをさせて頂いていたと思います…。また、審査員側の業務を知っていたため、審査員の方が審査しやすい書類を作成することを心掛けることができました。

今年の４月からは経審申請書類の様式が変わったり、審査項目が追加されたりしましたので、まだまだ覚えることはたくさんありますが、これもまた、審査員をさせて頂いているからこそ学ぶことができる役得だと思います。審査員を経験してのメリットは他にもたくさんございますが、ここでは全て書ききれないので…ご興味のあられる方は、是非、来年の説明会に足を運んでみられてください。

２０２１　さが国際フェスタ

毎年恒例となっております（公財）佐賀県国際交流協会主催の国際フェスタが今年も開催される予定です。

弊会も「国際業務」に関する相談会という形で相談ブースを設けて参加させていただく予定です。日時、場所についてご案内いたしますので、お時間のあられる方は、覗いてみてください♪

「さが国際フェスタ月間　メインイベント　in 小城」

◆日時：１０月３１日（日）　１１：００～１６：００

◆場所：小城公園

〒８４５－０００１　佐賀県小城市小城町１８５

相 談 員 登 録 の お 知 ら せ

佐賀県行政書士会では、相談会を開催し、市民及び法人・団体等の相談に応じ、その利便に資すること並びに相談を通じ社会貢献及び広報活動の一助とし、併せて本会の会員の資質向上を図ることを目的として相談員の登録制度を設けております。

相談員の資格要件は、「佐賀県行政書士会相談会運用規則」第１０条により定められております。

① 行政書士登録をした日から３年以上経過しており、かつ相談を受ける業務分野で一定の経験を有していること

② 本会が主催する倫理研修を受講していること

③ 本会の会費を滞納していないこと

④ 行政書士法第１４条第１項第２号及び第３号による県知事の処分又は本会会則第９６条の２第１項第２号及び第３号による本会会長の処分を受けその期間を経過していること

相談員登録をご希望される方は指定の申請用紙等がございますので、事務局までお尋ねください。

新入会員の紹介

竹巖　英治（唐津）

【入 会　日】
令和 ３年 ４月　２日
【事務所名】
竹巖行政書士（法務）事務所

本年４月に入会いたしました唐津支部の竹巖英治と申します。

長年、地方公務員として奉職してまいりましたが、近年、行政機関の合併が推進される中、少子高齢化や人口減少、基幹産業の疲弊等様々な地域課題が顕在化し心を痛めているところです。併せて市民と行政機関との距離が遠くなり、多様化する住民ニーズに対応できていない状況であります。このような中、地域住民の身近な行政課題や生活課題等の拠り所として親身になり課題解決に取り組みたい思いを胸に開業することといたしました。力不足は否めませんが、行政書士として社会貢献を果たしてまいりたいと存じますので、会員皆様のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

原田　秀隆（佐賀）

【入 会 日】
令和 ３年 ４月　２日
【事務所名】
行政書士原田秀隆事務所

４月に入会いたしました佐賀支部の原田秀隆と申します。

行政書士の資格はアルバイトをしながら受験。合格するまでに数年かかり、やっと行政書士として開業することができました。

実務経験ゼロからのスタートです。少しずつではありますが実務の勉強に精進し力をつけていきたいと思います。

先輩行政書士の皆様においては、実務のご相談で、お世話になるかもしれませんが、よろしくお願いします。

楠本　行利（唐津）

【入 会 日】
令和 ３年 ５月　１日
【事務所名】
くすもと行政書士事務所

5 月に入会いたしました唐津支部の楠本と申します。

昨年、６月に税理士事務所を開設し業務を遂行するうえで、行政書士の資格も必要だと思い登録いたしました。

コロナ禍、そして終息後に行政書士の果たす役割も大きく変わっていくかもしれませんが、地域のニーズに寄り添い「法律関係の何でも屋」を目指して頑張ります。

これから皆様にいろいろな面でお世話になると思いますが、

どうぞよろしくお願いいたします。

水落　幸一（唐津）

【入 会 日】
令和 ３年 ５月　１日
【事務所名】
みずおち行政書士事務所

5 月 1 日付で登録・入会となりました水落と申します。

実務経験や知識がない状態でスタートすることに不安を感じ登録を迷っていましたが、開業支援セミナーで先輩先生方の説明を聞き、また質問することで気持ちが前向きとなり申請することを決めました。

ゼロからの出発となりますが、一日でも早く「頼れる街の法律家」となれるよう日々努力していきたいと思います。

困ったときには相談や質問等、皆様にご迷惑をおかけすることもあると思いますがご指導のほどよろしくお願いいたします。

田中　耕一郎（佐賀）

【入 会 日】　令和 ３年 ５月１５日
【事務所名】　ゆめさき行政書士事務所

令和３ 年５ 月 15 日付けで登録しました佐賀支部の田中耕一郎と申します。

どうぞよろしくお願いいたします。

６ 月の登録式の後、少し緊張しながら徽章を付けて行政書士事務所を開業しました。

私はこれまでいくつかの職種を経験してきました。自動車関係の業務は多少知識があるつもりですが、いろいろな業務にチャレンジできればと考えています。

諸先輩方には、今後ご相談させていただくことも多々あるかと思いますが、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

永ノ間　康成（小城）

【入 会 日】
令和 ３年 ７月　１５日
【事務所名】
永ノ間行政書士事務所

このたび、小城支部に入会いたしました永ノ間と申します。

私たちが生きて行く上で、個人を起点に考えると家庭・地域・市町村・県・国、そして世界へと池に一石を投じて広がる波紋のようで果てしなく関りが広がり、一方で複雑に絡み合い、そこには数多くの決められたルールがあります。

そのような中で、行政書士として幾らかなりとも皆さんが社会生活を送る上で、何かお手伝いができればと思います。会員の皆様には今後何かとお世話になることと思いますが、ご指導いただきますようよろしくお願いいたします。

寺﨑　佳奈（東部）

【入 会 日】
令和 ３年 ７月１５日
【事務所名】
翠行政書士事務所

7 月 15 日付で登録いたしました東部支部の寺﨑と申します。

行政書士という仕事に出会ったのは社会人になりたての頃でした。憧れを抱きつつ、勉強が難しく断念。一昨年から再度勉強を始め、2020 年合格の運びとなりました。

地域の皆様のお役に立てる行政書士を目指して日々精進いたします。

右も左も分からない未熟者ですので諸先輩の皆様方にご相談させていただくことが多々あるかと存じます。ご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます

古川　豊（杵藤）

【入 会 日】　令和 ３年 ８月１５日
【事務所名】　行政書士古川豊法務事務所

令和３年８月に入会いたしました杵藤支部の古川 豊です。

20 年程、資格予備校に勤務し資格を取得して人生を変えたい、社会に貢献したいという方々の応援をさせていただいておりました。今回地元に戻るにあたり、何をすべきかを考えたときに、自分なりの社会貢献ができるようにならねばと思い立ち、身近な街の法律家としての道を選びました。この仕事の責任の重さを感じつつ一所懸命精進していく覚悟です。会員の皆様、ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願いします。

会員の動向

【新規入会】

支部名	登録日	氏　　名	〒	事務所所在地	TEL
佐賀	R03. 4. 2	原田（はらだ）　秀隆（ひでたか）	840-0053	佐賀市朝日町３番６号 コーポフェニックス２　204	0952-48-0411
唐津	R03. 4. 2	竹巖（ちくがん）　英治（えいじ）	849-3112	唐津市厳木町中島 1491-2	080-1759-3578
唐津	R03. 5. 1	楠本（くすもと）　行利（ゆきとし）	847-0021	唐津市松南町 5-48-B	0955-53-8535
唐津	R03. 5. 1	水落（みずおち）　幸一（こういち）	849-3201	唐津市相知町相知 883 番地 3	090-7519-9716
佐賀	R03. 5. 15	田中（たなか）　耕一郎（こういちろう）	849-0919	佐賀市兵庫北４丁目 13-11	0952-60-2550
東部	R03. 7. 15	寺﨑（てらさき）　佳奈（かな）	841-0201	三養基郡基山町小倉 1053-13	0942-85-7727
小城	R03. 7. 15	永ノ間（ながのま）　康成（やすなり）	845-0002	小城市小城町畑田 1003 番地 1	0952-72-3822
杵藤	R03. 8. 15	古川（ふるかわ）　豊（ゆたか）	843-0022	武雄市武雄町大字武雄 5014 番地 1 Toyo recent bldg. 501	070-8337-3815

【法人入会】

支部名	入会日	法人名	〒	事務所所在地	TEL
佐賀	R03. 8. 24	いなば行政書士法人	849-0934	佐賀市開成５丁目 ６番 15 号	0952-31-9110

【事務所所在地等変更】

支部名	氏　　名	〒	新事務所所在地	TEL
佐賀	中島　茂雄	（事務所電話番号のみの変更）		050-1743-4795
東部	森　寛	841-0052	鳥栖市宿町 1129-3	0942-85-9205
東部	黒田　陽介	（事務所電話番号のみの変更）		090-8288-8593
佐賀	江口　周平	840-2205	佐賀市川副町大字南里 525 番地 6	090-1979-9894
東部	寺﨑　佳奈	（事務所電話番号のみの変更）		0942-85-7727

［東部支部　→　小城支部］

支部名	氏　　名	〒	新事務所所在地	TEL
小城	杠　繁美	849-0314	小城市芦刈町三王崎 1780 番地 3	0952-37-0939

［東部支部　→　佐賀支部］

支部名	氏　　名	〒	新事務所所在地	TEL
佐賀	松枝　久泰	840-2104	佐賀市諸富町徳富 2085-5	090-3328-2123

【単位会移動】

伊東　英明（東部支部）※８月１日付　福岡会へ

【退　　会】

支部名	氏　　名	抹消理由（退会日）	支部名	氏　　名	抹消理由（退会日）
東部	石丸　俊邦	廃業（R03. 4.22）			

会員数　250 名　（男：219　女：31）／　法人　３　　※令和　３年　９月　１日現在

ЖфЖфЖ《　活　動　記　録　》ЖфЖфЖфЖфЖфЖфЖф
令和　３年４月～9 月

４月　３日～４日　九地協：第４回九地協会長会　／ANA ｸﾗｳﾝﾌﾟﾗｻﾞﾎﾃﾙ熊本ﾆｭｰｽｶｲ
４月　８日　第１回選挙管理委員会
４月 12 日　監査会
４月 16 日　第１回政連幹事会
４月 17 日　第１回決算理事会
４月 20 日　インボイス説明会（オンライン研修）

５月　６日　第１回総務部会
５月　７日　第２回選挙管理委員会

5月　8日　第1回経審委員会
5月 17日　第3回選挙管理委員会
5月 21日　正副会長部長・正副議長・正副選管委員長合同会議
5月 20日　登録証交付式
5月 23日　佐賀県行政書士会定時総会～政治連盟定期大会
／ｶﾞｰﾃﾞﾝﾃﾗｽ佐賀ﾎﾃﾙ&ﾏﾘﾄﾋﾟｱ

6月　2日　専門士業団理事・幹事会　／千代田館
6月　3日　登録証交付式
6月 11日　第1回広報部会
6月 21日　第2回総務部会

7月　2日　第3回正副会長部長会
7月　6日　第2回理事会
7月　6日　第1回支部長会
7月　7日　岩田かずちか前進のつどい　／ｶﾞｰﾃﾞﾝﾃﾗｽ佐賀ﾎﾃﾙ&ﾏﾘﾄﾋﾟｱ
7月 14日　監察綱紀委員会
7月 17日　丁種封印管理委員会
7月 24日～25日　九地協：第1回九地協会長会　／宮崎観光ホテル
7月 29日　登録証交付式
7月 31日　専門士業団無料相談会　／弁護士会館

8月　2日　第2回政連幹事会
8月　2日　第4回正副会長部長会
8月　4日　監察綱紀委員会
8月　7日　公明党佐賀県本部「政策要望懇談会」　／千代田館
8月 12日　経営事項審査業務受託事業の審査員登録に関する説明会
(ZOOM説明会)
8月 13日　綱紀委員会
8月 21日　経営事項審査業務受託事業の審査員登録に関する説明会
8月 21日　第2回業務部会
8月 25日　業務研修会　／アバンセ
8月 25日　登録証交付式
8月 28日　会館検討委員会

9月　4日　第3回総務部会

9月　4日　第2回広報部会
9月　4日　経営事項審査業務受託事業審査委員登録に関する効果測定試験
／アバンセ
9月　4日　第5回正副会長部長会
9月　4日　丁種封印事前研修会
9月　7日　会館検討委員会（ZOOM 会議）
9月　10日　監察綱紀・広報部合同委員会
9月　11日　第2回経審委員会
9月　11日　第3回理事会
9月　12日　第2回支部長会
9月　29日　行政書士試験実施委員会
9月　30日　第1回業務座談会（ZOOM 座談会）

・・ 佐賀労働局よりお知らせ ・・・・・・・・・・

改定しました　佐賀県最低賃金

佐賀県（地域別）最低賃金が改定されます。

令和3年10月6日から **時間額　８２１円**（２９円アップ）となります。

佐賀県特定（産業別）最低賃金の一般機械器具製造業関係、電気機械器具製造業関係、陶磁器・同関連製品製造業については、現在、改定審議中ですが、陶磁器・同関連製品製造業（現行の時間額793円）については、令和3年10月6日以降は、新たな陶磁器・同関連製品製造業の特定最低賃金が改正、発効するまでは、821円の佐賀県最低賃金が適用になりますのでご注意下さい。

問合せ先
佐賀労働局 労働基準部 賃金室
電話　(0952) 32―7179

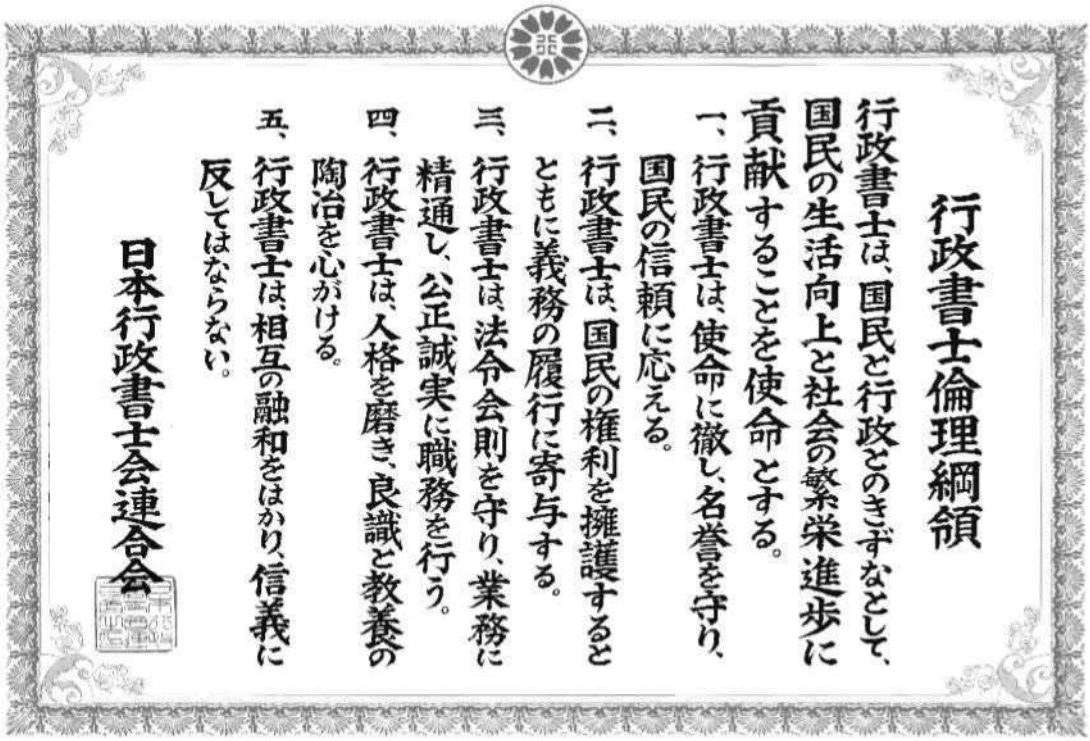

行政書士倫理綱領

行政書士は、国民と行政とのきずなとして、国民の生活向上と社会の繁栄進歩に貢献することを使命とする。

一、行政書士は、使命に徹し、名誉を守り、国民の信頼に応える。

二、行政書士は、国民の権利を擁護するとともに義務の履行に寄与する。

三、行政書士は、法令会則を守り、業務に精通し、公正誠実に職務を行う。

四、行政書士は、人格を磨き、良識と教養の陶冶を心がける。

五、行政書士は、相互の融和をはかり、信義に反してはならない。

日本行政書士会連合会

※ **会員の皆さまへ**
会員は３年に１度、倫理研修を受講する義務があります！受講義務の確認は事務局へお問い合わせください。　　**― 佐賀県行政書士会 ―**

事務局だより

令和３年度第三期　**《会費納入のお願い》**

事務局では令和３年度第三期（令和３年１０月～１２月）の会費の納入をお願いしております。多忙な時期でいらっしゃるかとは思いますがどうか当会のご活動にご理解いただき、入金をお願い申し上げます。

＜口座引落日＞

第一期分	第二期分	第三期分	第四期分
4 月 20 日	7 月 20 日	10 月 20 日	1 月 20 日

佐賀県行政書士会及び佐賀県行政書士政治連盟の会費自動引落し制度の加入について

本会及び佐政連では会費の自動引落しを推奨しております。佐賀銀行口座引落しによる会費納入を希望される方は、本会事務局までご連絡ください。（手数料は本会が負担。）

編集後記

会員の皆様こんにちは。今年の夏は長い雨が続きました。大雨により被害にあわれた皆様にはお見舞いを申し上げます。

本来３ヶ月に１度の広報誌ですが、７月に発行することができなかったため、今回は夏秋合併号と題しまして、いつもは２０ページのところ、３０ページの特大号でお送りいたしております。編集もその分頑張りましたので、さっとでも目を通していただければ幸いです(^^)

これから段々と寒くなる一方ですが、体調管理に気を付けて、健康第一で過ごしていきましょうね。　　－ 広報部　北原 －

― 事務局からのお願い　―

・事務局では会員の方へ迅速な連絡を行うためにもできるだけ**メール登録**をお願いしております。又、**佐賀県収入証紙のご購入**についても引き続きご協力をお願いいたします。